

生駒市条例第 6 号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成 29 年 3 月 15 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する  
条例

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第 1 条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例（昭和 25 年 4 月生駒市条例第 16 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考第 8 項中「情緒障害児短期治療施設の」を「児童心理治療施設  
の」に、「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に  
改める。

(生駒市立保育所条例の一部改正)

第 2 条 生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次の  
ように改正する。

別表備考第 7 項中「情緒障害児短期治療施設の」を「児童心理治療施設の」  
に、「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改め  
る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。